

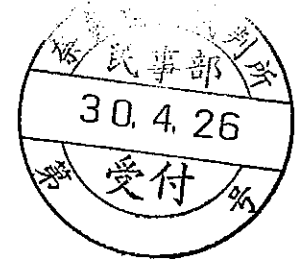
平成28年(ワ)第380号 放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)

平成28年(ワ)第696号 放送法順守義務確認等請求事件(第2事件)

第1事件原告 宮内正厳

第2事件原告 溝川悠介外44名

被 告 日本放送協会



原告準備書面(十一)

2018年4月26日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理



弁護士 白井 啓太郎



弁護士 安藤 昌司



弁護士 辰巳 創史



弁護士 星 雄介



弁護士 阪口 徳雄



弁護士 山下 悠太



原告宮内正厳、原告溝川悠介訴訟代理人

弁護士 今治 周平



## 第1 本案前の答弁に対する反論（補充）

### 1 はじめに

本件各訴えについて、被告は、「法律上の争訟に該当しない」、「確認の利益を欠く」などと主張している。

これに対して、原告らは、被告らの主張はいずれも失当であると反論しているところ、本件については、以下の観点からも、実体判断に踏み込むべきである。

### 2 最高裁が放送受信契約締結の強制を認めたこと

原告準備書面（十）にも記載したとおり、最高裁平成29年判決は、NHKの公共放送としての重要性を重視し、またNHKの収入確保を優先させるために、未契約者に対して、放送受信契約の締結の事実上の強制を肯定した。

かかる判決の当否はひとまず措くとしても、最高裁が公共放送としての重要性を根拠にNHKを特別扱いして放送受信契約の締結の強制を認めた以上、NHKの公共的役割については、これまで以上に厳しく監視されるべきことは明らかである。

そうであれば、NHKがそのような特別扱いに見合うだけの放送を本当に行っているのかという点について、受信契約者が問題提起できる手続が必要である。すなわち、「公共放送は重要だから、受信設備設置者は、NHKの放送の視聴の有無を問わず、受信料を支払え」という理屈を述べる以上は、本当にNHKがそれだけの公共性を持っており、かつ、その役割に見合った放送を行っているのかという点について、判断・評価することが重要となる。

また、NHKが「豊かで、かつ、良い放送」（放送法81条）、「健全な民主主義の発達に資する」（放送法第1条3号）という「公共放送にふさわしい放送」を行う義務を果たしていないと考えられる場合には、受信契約者はNHKの義務違反行為について意見を述べる機会が与えられ、かかる意見に対する判断・評価が適正な手続のもとに行われることが必要である。

なぜなら、そうでなければ、受信契約者は一方的に契約締結を強制され、受信料支払義務の履行を求められるにもかかわらず、その権利行使については何らの保護も受けられないという極めて不合理な不利益を強いられることになるからである。NHKとの間で有償双務契約を結んでいる国民が、一方的に不利益を受忍しなければならない理由は認められない。

NHKは本件訴訟において、受信契約は有償双務契約であるとの原告の主張を争い、受信料は「特殊な負担金」とであると主張してきたが、最高裁判決により「特殊な負担金」論は排斥されたのである。NHKが受信料を請求するためには、その対価として「公共放送にふさわしい放送」を行うことが求められるのである。

### 3 判断すべき主体は誰かという問題

上記2のように解すると、「公共放送にふさわしい放送」がなされているか否かを一体誰が判断・評価をすべきか、という点が問題となりうる。

まず、NHK自身がその判断をするということが考え得るが、NHKは放送受信契約の一方当事者であり、公正な判断を行うことは期待できないから、NHK自身が判断するというのは適切でない。

次に、経営委員が判断するということも考え得るが、経営委員は、広い意味ではNHK側の人間であり、経営委員による判断も妥当ではない。

さらに、国会におけるNHKの予算審議を通じて、国会議員が判断するという枠組みや、監督官庁である総務省が独自に判断ということが考え得るが、これらの方法はあまりに迂遠で受信契約者の救済方法として有効とはいえないし、「公共放送と政治との関係性」という別の問題が生じ得るため適切とはいえない。

このように考えると、残る組織として考え得るのは裁判所だけであり、裁判所が判断・評価すべきということになる。裁判所は、人権保障の最後の砦

としての役割を果たすべく、原告らの本訴請求に対して、真摯に向き合い、真正面から答えることが求められる。裁判所までもが本案の判断を回避し、権利侵害に対する原告らの救済の道を閉ざすようなことがあってはならない。

- 4 なお、本件各請求が受信契約者の権利保護のため極めて重要な意味を持ち、紛争の予防や解決のために必要であること、放送受信契約の内容やその義務違反の有無（具体的権利義務）についての具体的な判断を求めるものであって、一般的抽象的な判断を求めるものではないことなどに鑑みれば、訴訟法的にも何ら疑義は生じないのであるから、上記の観点から裁判所による判断・評価が求められると解したとしても、何ら問題はない。

## 第2 原告らの主張の整理

### 1 訴訟物について

原告らは、被告に対して、各5万5000円の支払いを求めているが、かかる請求は、債務不履行に基づく損害賠償請求権によるものである。

### 2 これまでの原告の主張の位置づけ

#### (1) 債務の発生原因事実

##### ア 放送受信契約の締結（訴状第1, 4頁以下）

この点は、一部の原告を除き、被告も争っていない。

イ 放送法4条ないし国内番組基準を遵守することは放送受信契約の内容となっており、被告は放送法4条ないし国内番組基準を遵守した放送を行う法的義務（債務）を負っている。

(ア) 放送受信契約は継続的な有償双務契約である（訴状第3, 5頁以下）。

(イ) 放送法4条と同一内容の国内番組基準をNHK自身が定めている（訴えの変更申立書・準備書面（二）第3, 8頁以下）。

(ウ) 放送受信契約書によっても放送法4条の遵守が合意されている

(準備書面(六)第3, 7頁以下・準備書面(八)第2, 2, 7頁以下)。

(エ) 定型約款の個別条項として合意されている(準備書面(八)第2, 3, 8頁以下)。

(オ) 消費者契約法に基づく放送受信契約の無効・取消を回避するためには、放送法4条等遵守義務が受信契約者に対する義務として合意されていると解さなければならない(準備書面(八)第2, 4, 8頁以下)。

(カ) 国民の知る権利(憲法21条)と報道の自由との関係から、放送法4条は国民との関係では法的義務を定めたものと解される(準備書面(一)第1, 3頁以下・準備書面(六)第2, 5頁以下・準備書面(八)第3, 11頁以下・準備書面(十)第2, 4頁以下)

(キ) 被告が放送法4条を遵守しない放送を行うことは財産権(憲法29条)を侵害することになる(準備書面(八)第4, 15頁以下・準備書面(十)第4, 20頁以下)。

この点、被告は否認して、放送法4条は倫理的義務を定めたものであり法的義務はない、放送受信料の法的性質は特殊な負担金であり、仮に対価的性質があるとしても、従たるものに過ぎないと主張している。

(2) 債務の本旨に従った履行がなされていないこと

被告は、放送法4条ないし国内番組基準を遵守しない放送を行っている(訴状第5, 12頁以下・準備書面(一)第3, 9頁以下・準備書面(三)・準備書面(五)・準備書面(七)・準備書面(九))。

原告は、詳細に具体的事実を摘示して主張しているが、被告は一般的に否認するのみで、具体的事実については認否も反論もしていない。

(3) 損害の発生及び額

原告らは政治的に公平な放送を享受する権利を侵害され、精神的苦痛を受けた（訴状第6，第7，18頁以下）。

（4）因果関係

（訴状第6，第7，18頁以下）

以上